

おかやましんきんアンサーサービス利用規定

第1条 おかやましんきんアンサーサービスの概要

1. おかやましんきんアンサーサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者（以下「依頼人」といいます。）より届出のあった依頼人名義の預金口座（以下、指定口座といいますが、）につき、指定された番号のファクシミリ（以下、FAXといいますが、）の操作による依頼にもとづき、所定の照会および通知取引を利用できるサービスです。
2. 本サービスの利用に関する契約は、依頼人が当金庫所定の申込書を作成して当金庫に提出し、当金庫が当該申込を受付した場合に成立するものとし、契約成立後に当金庫において事務処理が完了したのち、本サービスの利用が可能となります。

第2条 照会

1. 本サービスにより照会をおこなう場合は、ガイドンスに従ってFAXにより操作してください。
2. 前項の操作により、当金庫で受信した依頼人情報が、届出の依頼人情報と一致した場合、当金庫は送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人のFAXに返信します。
3. 前項により当金庫が返信した情報について、返信以降に依頼人から訂正、変更の依頼があり、返信した情報に変更された場合は、当金庫はすでに返信した情報について変更または取消をすることがあります。

第3条 通知

1. 本サービスにより通知を受信する場合は、操作手順にもとづいてFAXにより受信してください。当金庫は指定口座の明細情報を依頼人のFAXに送信します。
2. 前項により当金庫が送信した情報について、送信以降に依頼人から訂正、変更の依頼があり、送信した情報に変更された場合は、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

第4条 手数料等

本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いください。

第5条 暗証番号の管理

1. 暗証番号は他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
2. 暗証番号が盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

第6条 免責事項

1. 災害・事変、裁判所等公的機関による措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫の責によらない機器等の障害ならびに電話の不通等により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。なお、回線等の切断・障害等により取扱いが成立したことが不明な場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
3. 電話回線等の盗聴等により依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫が所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
4. 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第7条 届出事項の変更

1. 当金庫への届出事項に変更がある場合は、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
2. 前項による届出事項変更の届出がなかったことにより、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条 解約

本サービスは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、本サービスによる照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえサービスの提供を中止することがあります。

第9条 届出印

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、お届出の印鑑を使用してください。
2. 当金庫が諸届その他の書類に使用された印鑑と届出の印鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第10条 サービス内容・規定の変更

本サービスの内容およびこの規定について、当金庫はその裁量により変更することができます。当金庫が変更を適宜の方法により開示または通知した後におこなわれた本サービスの利用については、変更後の内容が適用されます。

以 上

2026年1月1日現在